

建設行為等に係る交通安全・公害防止対策指導要綱

(平成二十三年一月十九日訓令第一号)

改正 令和五年六月二十九日訓令第五十五号

(目的)

第一条 この要綱は、市内において行われる建設行為、解体工事等（以下「建設行為等」という。）の発注者及び工事施工者（以下「発注者等」という。）がとるべき必要な措置を定め、これを指針として本市が当該発注者等に対して当該措置をとるよう指導することにより、建設行為等に伴って発生が予想される交通事故及び公害を未然に防止し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する建設行為等について適用する。

- 一 箕面市まちづくり推進条例（平成九年箕面市条例第二十二号。以下「条例」という。）第二条第七号に規定する建設行為
- 二 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の解体工事のうち、延べ床面積が八十平方メートル以上のもの
- 三 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の十七の規定により届出が必要な同法第二条第十一项に規定する特定粉じん排出等作業
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める建設行為等

(公害の防止)

第三条 発注者等は、公害の防止に関し、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成六年大阪府条例第六号）、箕面市環境保全条例（平成九年

箕面市条例第二十一号)その他関係法規を遵守し、本市の施策に協力しなければならない。

2 工事施工者は、建設行為等により発生する騒音又は振動の防止に必要な措置を講じなければならない。

3 工事施工者は、建設行為等により発生する吹付け石綿(石綿を含有する断熱材及び耐火被覆材を含む。)その他粉じんの飛散の防止に必要な措置を講じなければならない。

4 建設行為等の時間は、午前八時三十分から午後六時までとし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日には、建設行為等を行わないよう努めなければならない。ただし、工事施工者において特別な事情がある場合は、市長と協議して当該時間及び工事日を定めるものとする。

(交通安全)

第四条 工事施工者は、工事関係車両(以下「車両」という。)の運行に当たっては、交通安全に留意し、車両が通過する道路には必要に応じて交通安全施設を設置するとともに交通整理員を置き、通学時間等を考慮して車両の運行時間、住宅地内の運行速度等を定めることにより、事故の防止に努めなければならない。

2 工事施工者は、工事現場周辺の路上に車両を駐車し、又は工事関係資材を放置することにより、交通に支障を及ぼすことのないよう、工事現場内等に駐車場又は工事関係資材の置場を確保し、車両又は工事関係資材の適正な管理に努めなければならない。

3 工事施工者は、車両が運行する道路の清潔保持に努め、必要に応じてその道路の清掃及び散水を行わなければならない。

4 車両の運行時間は、午前八時三十分から午後六時までとする。ただし、

工事施工者において特別な事情がある場合は、市長と協議して定めるものとする。

5 工事施工者は、警察、道路管理者等と協議し、車両の運行経路の選定、運行台数等の決定を行わなければならない。

6 工事施工者は、車両の運行経路の選定に当たっては、周辺の道路状況及び周辺の環境に配慮しなければならない。

(事前協議)

第五条 建築物の解体工事のうち延べ床面積が千平方メートル以上のもの及び第二条第三号の建設行為等の発注者等は、解体工事等事前協議書(様式第一号)を市長に提出し、交通安全及び公害対策について協議しなければならない。

(届出)

第六条 条例第二十条第一項各号に規定する建設行為の発注者等及び前条の規定により協議をした発注者等は、この要綱を遵守するため、誓約書(様式第二号)に交通安全及び公害対策措置方針(様式第三号)を添えて市長に届け出なければならない。

(周辺の住民への説明等)

第七条 前条の届出を行おうとする発注者等は、あらかじめ必要に応じて、建設行為等に着手する前に当該建設行為等の交通安全及び公害対策についての概要等を工事現場の周辺の住民に説明し、理解を得られるよう努めなければならない。

(着手届)

第八条 第六条の届出を行った発注者等は、建設行為等に着手する日の前日までに工事着手届(様式第四号)により市長に届け出なければならない。

い。

(委任)

第九条 この要綱に定めるもののほか、交通安及び公害対策について必要な事項は、市長が発注者等と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。